

この「しおり」は、スポーツ安全保険の概要を説明したものですので、団体構成員の皆様にもお渡しください。

1 スポーツ安全保険とは

加入対象 →

スポーツ活動、文化活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、地域活動などを行う団体・グループがご加入になれます。

誰もが安心してスポーツや文化などの団体・グループ活動(社会教育活動)に参加できるようにするため、(公財)スポーツ安全協会が損害保険各社と協力して作り上げた、小さな掛金で大きな補償が得られる公益目的事業です。

加入手続きを行った4名以上のアマチュアの団体・グループの構成員を被保険者(補償の対象となる方)とし、(公財)スポーツ安全協会が加入の取りまとめ機関・契約者となり、損害保険会社8社(裏面参照)との間に以下の保険を一括契約しています。

傷害保険 急激で偶然な外来の事故により被った傷害による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償

賠償責任保険 他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負うことによって被った損害を補償

突然死葬祭費用保険 突然死(急性心不全、脳内出血などによる死亡)に際し、親族が負担した葬祭費用を補償

(注) ご加入いただけない団体の例

× 家族だけで活動する団体 × プロスポーツを行う団体 × 営利活動を行う団体(会員制スポーツクラブ等でも、その会員・参加者は加入できます。)

対象となる事故の範囲 日本国内での次の事故が対象(学校および保育所の管理下を除く。)

団体での活動中

加入手続きを行った「団体の管理下」における「団体活動中」の事故

※AW区分に限り、「団体での活動中およびその往復中」以外の事故も対象となります。ただし、熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒および突然死を除きます。

団体活動への往復中

加入手続きを行った団体が指定する集合・解散場所と被保険者の自宅との通常の経路往復中の事故

※自動車運転中の事故は、賠償責任保険の対象とはなりません。ただし、被保険者自身のケガは傷害保険の対象となります。

⚠ 学校および保育所の管理下の児童、生徒等の活動は対象外
学校教育法に基づく幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校および児童福祉法に基づく保育所(以下「学校」)が組織する団体(学校部活動等)における児童、生徒、学生または幼児の事故の場合、保険金請求時に学校管理下でないことの学校長の証明書が必要となります。学校管理下か否かは、学校長の判断によります。

2 補償期間(一般団体の加入区分)

短期スポーツ教室の加入区分でご加入の場合は、教室の開始日、掛金の支払完了日の翌日または2019年4月1日のうち最も遅い日の午前0時から有効となり、終期は教室の終了日または2020年3月31日のいずれか早い日の午後12時までとなります。

加入手続日(注)が2019年3月31日以前の場合
2019年4月1日午前0時から

加入手続日(注)が2019年4月1日以降の場合
加入手続日の翌日午前0時から

2020年3月31日午後12時まで

(注)加入手続日とは

加入依頼書でのお手続きで、指定銀行窓口でお手続きいただいた場合には振込日を、郵便局(ゆうちょ銀行)で振込むなど加入依頼書を支部宛に郵送する必要がある場合は、振込日と加入依頼書送付の消印日のいずれか遅い日をいいます。インターネット加入の場合は掛金の支払日をいいます。

※インターネット加入による中途加入手続きで、翌月一括手続方式の要件を満たす場合、団体への入会日の翌日午前0時から有効です。

3 加入区分・掛金・補償額

入院・通院について治療日数1日目から補償されます。

※傷害保険の入・通院保険金は医療費の実費ではなく、下表のとおり1日当たりの定額保険金が支払われます。

一般団体の加入区分 (団体活動を行う4名以上の方々でご加入ください。加入者ごとに加入区分をご選択ください。)

加入対象者	補償対象となる団体活動	加入区分	年間掛金 (1人当たり)	傷害保険金額				賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭 費用保険 支払限度額
				死亡	後遺障害 (最高)	入院日額 (180日限度)	通院日額 (30日限度)		
子ども (中学生以下 (特別支援学校 高等部の 生徒を含む。))	▶ スポーツ活動 ▶ 文化・ボランティア・地域活動	A1	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償合算 1事故5億円 ただし、対人賠償は 1人1億円	180万円
	▶ 上記団体活動に加え、個人活動も対象 上段：団体活動中およびその往復中の補償額 下段：上記以外(個人活動など)の補償額	AW	1,450円	2,100万円	3,150万円	5,000円	2,000円	対人・対物賠償合算 1事故5億500万円 ただし、対人賠償は 1人1億500万円	
大人 (高校生以上)	▶ スポーツ活動 (指導・審判を含む。) ※A2区分で対象となる活動も補償	64歳 ^{注1} 以下 C	1,850円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償合算 1事故5億円 ただし、対人賠償は 1人1億円	180万円
	▶ 文化・ボランティア・地域活動 ▶ 準備・片付け・応援・団体員の送迎 ※スポーツ活動中の事故は対象となりません。 ※A2区分には65歳以上の方も加入できます。	65歳 ^{注1} 以上 B	1,200円	600万円	900万円	1,800円	1,000円		
全年齢	▶ 危険度の高いスポーツ活動(指導・審判を含む。) アメリカンフットボール、山岳登山など	A2	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償合算 1事故5億円 ただし、対人賠償は 1人1億円	180万円
		D	11,000円	500万円	750万円	1,800円	1,000円		

注1 「2019年4月1日」と「掛金の支払手続きを行う日」のいずれか遅い日の年齢を基準とします。

短期スポーツ教室の加入区分

WEB限定

(教室ごとに4名以上でご加入ください。)

※インターネットをご利用になれない場合は、一般団体の加入区分でご加入ください。

全年齢	▶ 開催期間3か月以内のスポーツ教室 (文化活動の教室で開催期間中にスポーツ活動を行う教室を含む。)での活動 ※危険度の高いスポーツ活動を除く。	短期 スポーツ 教室	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償合算 1事故5億円 ただし、対人賠償は 1人1億円	180万円
-----	--	------------------	------	---------	---------	--------	--------	---	-------

年間掛金には、制度運営費(10円)が含まれます。

当しおりは、スポーツ安全保険の概要を記したものです。ご加入の際には必ず「スポーツ安全保険のあらまし」および「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳細は保険約款および特約書によりますが、ご不明な点につきましてはスポーツ安全協会または東京海上日動までお問い合わせください。

4 保険金が支払われない主な場合

傷害保険	賠償責任保険
(1) 次のような事由により生じた傷害 ① 被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒気帯び運転 ③ 被保険者の脳疾患、疾病（心臓疾患を含む）、心神喪失 ④ 被保険者の妊娠、出産、流産。外科的手術その他の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。） ⑤ 地震、噴火、津波、戦争その他の変乱※、放射能汚染など ※テロ行為によるケガは対象となります。 (2) むちうち症、腰痛などで、医学的他覚所見のないもの (3) 学校、保育所の管理下の活動中に生じた児童、生徒、学生または幼児の傷害（ただし、大学、短大、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動中に生じた傷害に対しては支払われます。） (4) ご加入の加入区分で補償ができない活動を実施している間に生じた傷害 (5) AW区分の「団体での活動中および往復中」以外における熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒 (6) 次のものは傷害には含まれず、保険金が支払われません。 ① 急性心不全、脳内出血などの突然死（突然死葬祭費用保険の対象となります。） ② 野球肩、野球肘、テニス肘、疲労骨折、関節ねずみ、タナ障害、オスグット病、椎間板ヘルニア、靴ずれ、その他急激・偶然・外來の要件を満たさないスポーツ特有の障害 ③ 成長痛、加齢に伴うもの（変形性膝関節症、変形性腰痛症、腰椎分離症など）など (7) 日本国外での事故および補償期間外に発生した事故	(1) 法律上の賠償責任が発生しない損害 ※スポーツそのものが多少の危険を伴っているだけに、たとえルールを守ってプレーをしていても、不可避的に起こってしまう事故もあります。このような事故については、多くの場合、法律上の賠償責任はないものと考えられます。なお、スポーツ以外の活動についても同様です。 (2) 次のような事由に起因する損害 ① 被保険者の故意 ② 被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打 ③ 自動車（自動二輪車、原動機付自転車を含む。）・航空機（グライダー、飛行船およびモーターハンコグライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機、パラプレーン等の超軽量動力機を含む。）・船舶（人力または風力を原動力とするものを除く。）の所有、使用または管理 ④ 狩猟 ⑤ 地震、噴火、津波などの天災。戦争、変乱、暴動、そうじょう、労働争議など (3) 被保険者と同居する親族に対する賠償責任 (4) 被保険者の所有、使用もしくは管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任（ただし、団体活動中に練習・合宿などで一時的に使用または管理する宿泊設備・体育施設等を壊した場合は支払われます。） (5) 被保険者の占有を離れた飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する損害 (6) 学校、保育所の管理下における児童、生徒、学生または幼児の活動に起因する損害（ただし、大学、短大、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動中に生じた損害には支払われます。） (7) ご加入の加入区分で補償ができない活動に起因する損害 (8) 被保険者が、団体活動を行い、または指導することを職務とする場合、その職務遂行に起因する損害（ただし、被保険者が他人に使用されて団体活動を行い、または指導している場合を除く。） (9) 被保険者が公務員（ただし、スポーツ推進委員、部活動指導員など、非常勤で団体活動を指導する者を除く。）として職務上遂行した業務に起因する損害 (10) 日本国外で行う活動に起因する事故（AW区分については一部対象となります。） (11) 補償期間外に発生した事故
	など
	突然死葬祭費用保険
	(1) 次のような事由により生じた突然死 ① 被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒気帯び運転 ③ 被保険者の心神喪失 ④ 被保険者の妊娠、出産、流産。外科的手術その他の医療処置 ⑤ 地震、噴火、津波、戦争その他の変乱、放射能汚染など (2) 学校、保育所の管理下の活動中に生じた児童、生徒、学生または幼児の突然死（ただし、大学、短大、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動中に生じた突然死に対しては支払われます。） (3) AW区分の「団体での活動中および往復中」以外における突然死 (4) 日本国外での事故および補償期間外に発生した事故 (5) 傷害保険の死亡保険金として支払い対象となる死亡 (6) 生前購入された墓地、墓石、仏壇等、被保険者が死亡する前に負担された費用
	など

5 事故のときは

事故発生のご連絡が遅れたり、保険金請求書その他の必要書類のご提出がない場合は、保険金が支払われないことや、減額して支払われることがあります。保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

傷害保険 ケガをされたとき	<p>速やかに事故通知ハガキ（普通ハガキでも可）で下記東京海上日動のスポーツ安全保険コーナーへ次の事項をご連絡ください。インターネット加入の場合は、インターネットからも事故通知ができます。</p> <p>①団体名 ②団体代表者の氏名（フリガナ）、電話番号 ③負傷者の住所、氏名（フリガナ）、年齢、電話番号 ④会員登録番号または加入依頼番号 ⑤加入手続日 ⑥加入区分 ⑦事故の日時、場所、詳細状況 ⑧傷害の内容 ⑨医療機関名、入院の有無、通院の有無（注1） 事故通知後、被保険者（負傷者）へ保険金請求に必要な書類一式を直接お送りします。（注2） 入院保険金請求額が10万円以下の場合は、東京海上日動からの求めがない限り、原則医師の診断書のご提出は不要です。</p>
賠償責任保険 法律上の賠償責任を負うおそれのある事故を起こされたとき	<p>速やかに電話で下記東京海上日動スポーツ安全保険コーナーへ次の事項をご連絡ください。</p> <p>①団体名 ②団体代表者の氏名、電話番号 ③加害者および負傷者（物の場合は所有者など）の住所、氏名、年齢、電話番号 ④会員登録番号または加入依頼番号 ⑤加入手続日 ⑥事故の日時、場所、原因、詳細状況 ⑦身体の障害または物の損壊(※1)の程度など（注1） 物の損壊については、事故の状況が把握できるよう現場写真や修理見積書をとっておいてください。（注2） 示談交渉は被保険者（加害者）に行っていただきます。なお、示談に際しては、事前に東京海上日動と十分ご相談ください。東京海上日動の承認を得ずに示談をされた場合には、示談金額の全部または一部について保険金として支払われない場合があります。</p>
突然死葬祭費用保険 突然死（急性心不全、脳内出血など）されたとき	<p>速やかに事故通知ハガキ（普通ハガキでも可）で下記東京海上日動のスポーツ安全保険コーナーへ次の事項をご連絡ください。インターネット加入の場合は、インターネットからも事故通知ができます。</p> <p>①団体名 ②団体代表者の氏名（フリガナ）、電話番号 ③被災者の住所、氏名（フリガナ）、年齢、電話番号 ④会員登録番号または加入依頼番号 ⑤加入手続日 ⑥加入区分 ⑦事故の日時、場所、詳細状況 ⑧死亡日時・原因（病名）</p>

※保険金請求の際には、保険金請求書に事故日時点での団体代表者の記名・捺印が必要となります。未成年者が被保険者の場合、保険金請求書および示談書に保護者の署名・捺印が必要です。

●事故時のご連絡先（東京海上日動） ※加入手続きのお問い合わせはスポーツ安全協会各支部までお願いします。

都道府県	事故時の連絡先(平日9:00~17:00)	都道府県	事故時の連絡先(平日9:00~17:00)
北海道	東京海上日動 北海道スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-027 011-271-7432/FAX011-271-1328 〒060-8531 札幌市中央区大通西3-7	岐阜 三重 愛知	東京海上日動 東海スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-057 052-201-9654/FAX052-201-9649 〒460-8541 名古屋市中区丸の内2-20-19
青森 秋田 岩手 山形 宮城 福島	東京海上日動 東北スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-037 022-225-6326/FAX022-225-7157 〒980-8460 仙台市青葉区中央2-8-16	富山 石川 福井 滋賀 京都	東京海上日動 近畿スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-067 06-6203-0677/FAX06-6203-0646 〒541-8555 大阪市中央区高麗橋3-5-12
茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉	東京海上日動 関東スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-047 03-6632-0479/FAX03-6402-3561 〒105-8551 東京都港区西新橋3-9-4	鳥取 徳島 香根 岡山 広島 山口	東京海上日動 中・四国スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-085 082-511-9483/FAX082-511-9273 〒730-8730 広島市中区八丁堀3-33
静岡県	東京海上日動 静岡スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-059 054-254-4235/FAX054-254-4237 〒420-8585 静岡市葵区紺屋町17-1	福岡 大分 宮崎 佐賀 長崎 熊本	東京海上日動 九州スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-095 092-281-8375/FAX092-281-8199 〒812-8705 福岡市博多区綱場町3-3

<p>スポーツ安全協会 〒105-0003 東京都港区西新橋1-6-11 Tel. 03-5510-0022 ホームページアドレス https://www.sportsanzen.org</p>	<p><引受幹事保険会社> 東京海上日動火災保険(株) 担当課:公務第2部文教公務室 〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4 ラ・メール三番町10階 Tel. 03-3515-4346 (平日9:00~17:00)</p>	<p>(共同引受保険会社(2019年4月予定)) あいおいニッセイ東和 共栄火災 損保ジャパン日本興亜 大同火災 東京海上日動 日新火災 三井住友海上 AIG 損保</p>
--	--	--

当補償制度は、スポーツ安全保険特約書に基づき傷害保険（スポーツ安全協会傷害保険特約・スポーツ安全協会傷害保険特約（学校管理下外担保）・突然死葬祭費用担保特約付帯普通傷害保険）および賠償責任保険（スポーツ安全協会賠償責任保険特約等付帯施設賠償責任保険およびスポーツ安全協会傷害保険特約（学校管理下外担保）付帯普通傷害保険賠償責任担保条項）によって構成されています。